

市民生活部 市民税課

1 市民税

(1) 特徴的な事務の概要

ア 生命保険年金等所得の計算方法の変更にかかる住民税の還付制度の実施

平成22年の最高裁判決を契機に、所得税法施行令が改正され、生命保険金等を年金として受け取る場合の所得計算の方式が改められました。併せて、還付請求権が時効により消滅した年分の所得税については、特例が定められ（租税特別措置法の改正）、対象者には給付金が支給されることとなりました。

一方、住民税については特例法が設置されないこととされたため、本市では、所得税との均衡及び税行政に対する信頼の観点から、所得税と同様の措置を制度化し、平成13年度から平成17年度までの住民税について、納めすぎとなる金額について、特別給付金を支給しました。

制度概要

制度名・・・米子市個人住民税に係る特別還付金

施行期間・・・平成24年1月10日から平成25年1月9日まで

支給対象者実績・・・12人

支給総額・・・2,825,400円

イ 国税連携システムの供用開始

平成22年分から所得税の確定申告書は、電子データとしてeL-tax経由で配信されていましたが、本市では、事務の都合上、そのプリントアウトを職員が目視点検を経て、再度電子データ化していたものです。

平成23年度では、職員が目視点検アルゴリズムをコンピュータシステムに移植し、配信された電子データのまま活用するシステムを開発・供用しました。このことによる事務効率化は次のようなものです。

課税データ調製期間の減少 7日程度

職員数の減少 1名

電子データ化費用の減少 約500,000円（パンチ費用と通信費の差）

ウ 給与支払報告書の様式変更

扶養控除について、制度改正が行われ、控除対象扶養親族から16歳未満の者が除外されたことにより、給与支払報告書の様式が変更されました。

しかし、旧来の様式にて提出した事業所も少なくなく、専用ラインを設けることを余儀なくされましたが、賦課スケジュールは維持できました。

エ 確定申告書提出義務免除制度の拡大

公的年金収入が400万円以下の者について、確定申告義務が免除されました。このことによって、提出された確定申告書は対前年比で10%程度減少しています。

一方、住民税では、確定申告義務がない場合でも住民税申告書を提出することが適切妥当なことがあり、納税者に若干の誤解を与えたようです。

オ 不動産所得申告相談事務

広島国税局管内で問題となった不動産所得申告漏れの事案について、米子税務署と共同で申告誘導・相談事務を実施しました。およそ120人が確定・修正申告を行ったことにより、当市の課税額もおよそ400万円程度増加しています。

(2) 課税状況

(ア) 個人市民税現年度

(単位：人、円)

区 分	市 民 税		県 民 税	
	納税義務者数	賦課決定額	納税義務者数	賦課決定額
均 等 割	70,659	211,977,000	70,659	105,988,500
所 得 割	63,366	6,009,690,800	63,344	4,005,319,300
合 計	70,659	6,221,667,800	70,659	4,111,307,800

* 県民税均等割には「森林環境保全税」500円が上乗せ課税

(イ) 個人市民税過年度

課税件数	賦課決定総額
1,713件	20,901,800円

(ウ) 法人市民税現年度

(単位：件、円)

区 分	納税義務者数 (延べ数)	確定税額
均 等 割	5,171 件	543,040,000 円
うち旧淀江町分	0	0
法 人 税 割	2,667	1,136,468,900
うち旧淀江町分	0	0
合 計	7,838	1,679,508,900
うち旧淀江町分	0	0

(エ) 法人市民税過年度分

法 人

(単位：件、円)

区 分	納税義務者数 (延べ数)	確定税額
均 等 割	35 件	3,644,000 円
うち旧淀江町分	0	0
法 人 税 割	396	27,199,500
うち旧淀江町分	21	580,100
合 計	431	30,843,500
うち旧淀江町分	21	580,100

(オ) 退職所得に係る分離課税分

申告納付件数	市 民 税	県 民 税
320件	60,764,010 円	40,259,540 円

(3) 減免申請に基づく処理状況

(ア) 個人市県民税

申請件数	否認件数	減免件数	減 免 税 額	
			個人市民税	個人県民税
60件	2件	58件	1,686,800円	1,114,300円

(イ) 法人市民税

申請件数	否認件数	減免件数	減 免 税 額	
			均 等 割	法 人 税 割
36 件	0 件	36 件	2,015,000 円	0 円

(4) 申告相談

次のとおり申告相談を2会場で実施しました。

○米子コンベンションセンター

米子税務署と合同で実施し、米子市は主に年金、農業所得に関するコーナーを担当しました。

- ・相談期間 平成24年2月9日（木）～平成24年3月15日（木）（土・日・祝除く）
- ・相談件数 14,471件（会場全体での件数）

○米子市役所淀江支所

淀江地区の申告相談

- ・相談期間 平成24年1月23日（月）～平成24年2月8日（水）（土・日・祝除く）
- ・相談件数 558件

2 軽自動車税

(1) 課税状況

ア 現年度分

納税義務者数	課税台数	調定額
41,551人	56,466台	308,513,300円

種 別		税率(円／台)	賦課期日台数(台)	非課税台数(台)	減免・課税免除台数(台)	課税台数(台)	調定額(円)	
原動機付自転車	第一種	1,000	4,088	8	8	4,072	4,072,000	
	第二種乙	1,200	466	2	1	463	555,600	
	第二種甲	1,600	397	26	2	369	590,400	
	ミニカー	2,500	82	1	0	81	202,500	
小型特殊自動車	農耕車	1,600	2,347	9	0	2,338	3,740,800	
	その他	4,700	146	8	0	138	648,600	
軽自動車	軽二輪		2,400	994	3	4	987	2,368,800
	軽三輪		3,100	2	0	0	2	6,200
	四輪貨物	自家用	4,000	14,371	120	277	13,974	55,896,000
		営業用	3,000	276	0	3	273	819,000
	四輪乗用	自家用	7,200	33,675	69	939	32,667	235,202,400
		営業用	5,500	3	0	1	2	11,000
雪上車		2,400	1	1	0	0	0	
二輪の小型自動車		4,000	1,125	2	23	1,100	4,400,000	
合 計			57,973	249	1,258	56,466	308,513,300	

イ 過年度分

納 税 義 務 者 数	課 税 台 数	調 定 額
4 人	8 台	41,600円

(2) 減免の状況

区 分	申請件数	減免件数	減免台数	減免税額	
公益のため直接使用するもの	17 件	17 件	173台	992,800円	
自動車学校の生徒の教習用	2	2	7	23,400	
身体障害者等 に対するもの	本人が運転するもの	324	324	324	2,086,600
	家族が運転するもの	164	164	164	1,110,400
その構造が身体障害者の利用に供するためのもの	19	19	36	225,700	
合 計	526	526	704	4,438,900	

(3) 課税免除の状況

区 分	申請件数	減免件数	減免台数	減免税額
商品であって使用しないもの	33件	33件	554台	3,558,400円

(4) 軽自動車税補填金制度の運用状況

支払件数	支払金額	摘 要
1 件	15,100円	課税車両の誤り

3 市たばこ税

課税状況

区 分	課税標準 (本)	税 率	調定額 (円)
旧3級品の紙巻たばこ以外	232,208,994	1,000本につき 4,618円	1,072,341,122
旧3級品の紙巻たばこ	9,880,620	1,000本につき 2,190円	21,638,559
合 計	242,089,614		1,093,979,681

4 入湯税

課税状況

課 税 標 準	税 率	調 定 額	特別徴収義務者数
433,738 人	1人当たり 150 円	65,060,700 円	27 人

※東日本大震災にかかるとの支援実績 課税免除入湯者4人

5 窓口事務

(1) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等

区 分	一 般	公 用	合 計
標 識 交 付 申 請	708件	0件	708件
廃 車 申 告	921	0	921
変 更 申 告	124	0	124
標識再交付申請	3	0	3
標 識 弁 償	2	0	2

(2) 証明取扱件数

所 得 証 明	6,695 件
資 産 証 明	2,634
住宅用家屋証明	454
廃 車 証 明	93
そ の 他 の 証 明	218

(3) 閲覧取扱件数

閱 覧	1,006 件
-----	---------

(4) 固定資産台帳複写枚数

複 写	3,873 枚
-----	---------